



平成 20 年 5 月 26 日

各 位

会社名 株式会社 東京自働機械製作所  
代表者名 取締役社長 市川 孝  
(コード番号 6360 東証第 2 部)  
問合せ先 総務部長 谷口 輝雄  
(TEL. 03-3866-7171)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 26 日開催の取締役会において、平成 20 年 6 月 26 日開催予定の第 59 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- ① 第 5 条(公告方法)の変更は、周知性の向上および手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、あわせてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。
- ② 第 13 条(株式取扱規則)の変更は、現行の株式取扱規則に株主の権利行使の手続きを規定しておりますので、その旨を明示するためのものであります。
- ③ 第 21 条(取締役の員数)の変更は、経営環境の変化に迅速に対応した機動的な経営体制を構築するためであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告方法は、<u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 13 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 21 条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子広告とする。</u></p> <p style="text-align: center;">2. やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 13 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに<u>株主の権利行使に関する事項</u>は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 21 条 当社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。</p>

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 20 年 6 月 26 日 (木曜日)

定款変更の効力発生日

平成 20 年 6 月 26 日 (木曜日)

以 上